



令和2年8月27日

福生市 定例記者会見資料

資料 3-1

～感染症対策と経済活動の両立を図る事業者への市独自の給付支援策～

感染症対策継続支援金として 1事業者あたり5万円を給付！

福生市では、感染症対策と経済活動の両立を図る事業者を支援するため、感染症対策を実施している事業者に対し、一律5万円の「感染症対策継続支援金」を給付する事業の補正予算案を9月の市議会定例会へ上程します。

感染症対策を図っていることの確認は、福生市商工会が市内事業者を訪問し、東京都の発行するステッカーを基準に実施します。また、感染症対策を実施している事業者を市や商工会のホームページで公表し、消費者へのPRも併せて行うことで、消費喚起につなげ、商業振興を図ります。

■感染症対策継続支援金について

市内事業者の感染症対策と経済活動の両立を図ることを目的に、福生市商工会がアドバイザーとなり、感染症対策を向上させるべく、東京都の「感染防止徹底宣言ステッカー」を指針として巡回および確認を実施します。その中で、ステッカーを掲示し、感染症対策を講じている事業者に対しては、今後も感染症対策を継続するための支援金として、市独自に5万円を給付します。



▲東京都発行の
「感染防止徹底宣言ステッカー」

■事業概要

【給付額】1事業者あたり一律5万円（事業所数による加算なし）

【対象】次の3つの要件を全て満たす者

- ①市内で施設（店舗や工場など）を運営し、営業活動等を行っている事業者（中小企業者、個人事業主、社会福祉法人、NPO法人等）
- ②今後も市内で事業を継続する意思のある事業者
- ③東京都の「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得し掲示している事業者であり、今後も感染拡大防止を徹底する意思のある事業者

【支援金申請期間】10月1日(木)～12月28日(月)まで

【申請方法】新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「福生市感染症対策継続支援金交付申請書兼誓約書」を市ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付のうえ郵送で提出

【郵送先】〒197-8501 東京都福生市本町5

福生市生活環境部シティセールス推進課産業活性化グループ宛

【問合せ】シティセールス推進課産業活性化グループ ☎042-551-1699